福県医発第１３６２号（地）
平成１８年１０月１３日

受付 966 18.10.16 小郡三井医師会

各　医　師　会　長　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武

組合員証等の更新について

標記の件につきまして、公立学校共済組合福岡支部より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、更新の概要は下記のとおりです。

記

１．更新する組合員証等
（１）組合員証　　（２）遠隔地被扶養者証
（３）船員組合員証　　（４）船員被扶養者証

２．更新年月日
平成１８年１２月１日

３．カード様式とする組合員証等
組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証、船員組合員被扶養者証
任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証
（任意継続組合員に係る証のカード化は、平成１８年１２月１日交付のものからとなります。）
なお、高齢者受給者証及び特定疾病療養受療証は当分の間、紙様式です。

小郡三井医師会より　　**担当理事　友清　明**

小郡三井医師会 H18.10.16 丸山

医療

18公共福給第203号
平成 18年10月 6日

福岡県医師会長 殿

公立学校共済組合福岡支部長
森山良一

組合員証等の更新について

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づき、下記のとおり組合員証等の更新を実施しますので、お知らせします。

今回の更新に伴い、組合員証等のカード化を実施します。

つきましては、貴職の関係機関にお知らせくださるようお願いします。

記

1 更新する組合員証等

（1） 組合員証　　（2） 遠隔地被扶養者証

（3） 船員組合員証　　（4） 船員被扶養者証

2 更新年月日

平成18年12月1日

3 カード様式とする組合員証等

組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証、船員組合員被扶養者証
任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証
（任意継続組合員に係る証のカード化は、平成18年12月1日交付のものからとなります。）

なお、高齢者受給者証及び特定疾病療養受療証は当分の間、紙様式です。

4 組合員証カード

別紙のとおり

公立学校共済組合福岡支部
担当 ： 友 枝
電話 ： 092-643-3871

18.10.10
2570

別　紙

組　合　員　証　等　カ　ー　ド

1　材　　質　：　ＰＥＴカード（Ｗ８６㎜×Ｈ５４㎜×Ｔ０．２５㎜）
2　下　　地　：　表面は空色、裏面は白色。
3　文字色及び保険者印：　黒色とする。
4　項　　目　：　下図（写し）のとおり
5　地　　紋　：　パールインキによる地紋（公立学校共済組合ロゴマーク）印刷を行う。
6　バーコード　：　二次元バーコード機能を付加する。
7　有効期限　：　任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証については、有効期限を設ける。

組　合　員　証　（組合員用）

〈表面〉

公立学校共済組合　本人　　平成18年12月01日交付　00
組　合　員　証　記号 公立福岡　　番号 1234567

フクオカ　タロウ
氏　　名　福岡　太郎

生　年　月　日　昭和37年06月25日　性　別　男
資格取得年月日　昭和62年04月01日

発行機関所在地　福岡市博多区東公園7番7号
福岡県教育庁総務部内
保険者番号・名称　34400010　公立学校共済組合福岡支部
保険者電話番号　092-641-4965

〈裏面〉

注　意　事　項
1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2．保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で提してください。
3．組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
4．不正にこの証を使用した者は、詐欺罪による刑事処分の対象となります。

住　所

備　考

組合員被扶養者証　（被扶養者用）

〈表面〉

公立学校共済組合　家族　　平成18年12月01日交付　01
組合員被扶養者証　記号 公立福岡　　番号 1234567

フクオカ　ハナコ
氏　　名　福岡　花子
組合員氏名　福岡 太郎
生　年　月　日　昭和29年04月07日　性　別　女
認　定　年　月　日　昭和57年07月01日

発行機関所在地　福岡市博多区東公園7番7号
福岡県教育庁総務部内
保険者番号・名称　34400010　公立学校共済組合福岡支部
保険者電話番号　092-641-4965

〈裏面〉

注　意　事　項
1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2．保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で提してください。
3．組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
4．不正にこの証を使用した者は、詐欺罪による刑事処分の対象となります。

住　所

備　考